

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
平成 27 年 10 月 30 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 29 件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 28 件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 10 件

国民年金関係 4件

厚生年金保険関係 6件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500153号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1500040号

第1 結論

請求者の昭和49年4月から同年6月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

その余の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和49年4月から同年6月まで
② 昭和49年9月から昭和53年3月まで
③ 昭和57年3月から昭和60年3月まで

国民年金の加入手続について、行った時期は覚えていないが、A県B町(現在は、C町)役場から国民年金の加入勧奨通知が来たため、父が同町役場において行ってくれた。

請求期間①及び②の国民年金保険料は、父が、実家に集金に来ていた隣組の方に納付してくれた。また、請求期間③の国民年金保険料は、弟が、当初の頃は実家に集金に来ていた隣組の方に納付し、その後の時期は定かでないが、D金融機関(現在は、E金融機関)F支店の窓口において納付してくれていた。

請求期間①から③までの頃、私は、ほとんど実家のB町に住んでおらず、具体的な納付状況は不明であるが、国民年金に加入して以降、私が平成5年9月に結婚するまでの国民年金保険料は、実家の父及び弟がきちんと納付してくれていたもので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和49年1月30日にB町において払い出されており、請求期間①の国民年金保険料を同町において納付することが可能である。

また、B町の国民年金被保険者名簿(以下「B町被保険者名簿」という。)を見ると、請求者の国民年金保険料を納付したとされる請求者の父は、請求期間と同じ期間の国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる。

さらに、B町が保管する昭和49年度の資料(以下「B町資料」という。)を見ると、請求者に係る請求期間①の集金人印欄には、国民年金保険料の納付を示す収納日付印が押されているが、その右下に「還付済」の記載がある上、集金人印欄の4月から翌年3月までの欄にかけて横線が引かれ、「49.4.9 転出(49.7.16 職権消除)」の記載が確認できる。このことについて、C町は、「請求者に係る昭和49年度の被保険者資格については、請求者が昭和49年4月9日にG県H市へ転出していたことが判明し、同年7月16日に職権消除されたため、同年度の集金人印欄に横線が引かれたものと考えられる。請求期間①の国民年金保険料は、B町において還付した。」旨回答している。しかしながら、昭和49年度の「B町資料」を見ると、請求者の請求期間①直後の昭和49年7月及び同年8月の集金人印欄には、国民年金

保険料の納付を示す収納日付印が押されているところ、当該期間についての還付の記載は無く、オンライン記録において、当該期間の国民年金保険料は納付済みと記録されており、このことは、請求期間①について、B町から他市町村に転出していることを理由として国民年金保険料を還付したこととは符合せず、同町において、請求者に係る記録管理が適切に行われていなかった状況がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間①の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

- 2 一方、請求期間②について、請求者に係るH市の国民年金被保険者名簿を見ると、B町からH市への住所変更は、昭和49年11月14日に職権により行われたことが記載されており、その後の同市からB町への住所変更は、昭和50年3月29日に行われたことが請求者に係る「B町被保険者名簿」に記載されていることから、請求者がH市に住所変更していた期間の国民年金保険料は同市において納付することとなり、請求期間②の全ての国民年金保険料をB町において納付したとする請求者の主張とは符合しない上、H市の国民年金被保険者名簿を見ると、昭和49年度の納付記録欄は未納を示す空欄である。

また、「B町被保険者名簿」を見ると、請求者は、昭和51年3月3日に、B町からA県I市に住所変更したことが記載されており、当該B町に在住の期間（昭和50年3月から昭和51年3月まで）の国民年金保険料は、請求者が主張するとおり、B町において納付が可能であったものと考えられるところ、昭和49年度及び昭和50年度の「B町資料」並びに「B町被保険者名簿」を見ても、請求期間②の国民年金保険料が納付された記録は見当たらない。

さらに、前述のとおり、請求者は、昭和51年3月3日に、B町からI市に住所変更したことがうかがえるところ、当該日以降は、請求者の国民年金保険料をB町において納付できなかったものと考えられる上、日本年金機構が保管する請求者に係る国民年金被保険者台帳（以下「特殊台帳」という。）によると、左上の余白に、「51照」「不在者」と押印されていることから、昭和51年度中には、請求者は、住所を把握できない不在被保険者として管理されていたことがうかがえる。

加えて、改製原戸籍の附票によると、請求者は、昭和51年7月10日にJ県K市に住所変更したことが確認できるところ、同市の国民年金被保険者名簿を見ると、昭和53年4月13日に職権により住所変更したことが記載されており、請求者は、住所変更に伴う国民年金の手続きを行っていなかったことがうかがえる上、同市において、職権により住所変更を行うまでの期間について、国民年金の記録上、請求者は不在被保険者として取り扱われ、同市が請求者の国民年金保険料を収納することは無かったものと考えられる。

- 3 請求期間③について、「B町被保険者名簿」を見ると、請求者は、昭和56年1月4日に同町からL県M市に住所変更し、次にB町に住所変更したのは昭和60年4月1日であることが記載されていることから、当該期間については、請求者の国民年金保険料をB町において納付できなかったものと考えられる。

また、改製原戸籍の附票によると、請求者は、昭和56年2月25日にB町からM市に、昭和58年5月4日に同市からA県N市に住所変更したことが確認できるところ、請求者に係る「特殊台帳」によると、B町からM市に住所変更したことが記載されているものの、同市からM市に住所変更した記載は無いことから、請求者は、同市において国民年金の住所変更手続きを行っていなかったことがうかがえる。

さらに、「B町被保険者名簿」を見ると、請求者の請求期間③の国民年金保険料が納付された記録は見当たらない上、請求期間②及び③を合計すると6年8か月間に及んでおり、これほど長期間にわたり納付記録が全て欠落することは考え難い。

加えて、請求者が所持する請求者の弟に係る国民年金保険料納付カードを見ると、昭和56年度の7月分から昭和58年度の3月分までの「納付月数及び保険料欄」に、集金担当者の各人の印鑑が押してあることから、請求者は、「実家に住んでいた弟が、隣組の方に国民年

金保険料を納付する際、私の分も一緒に納付していたはずである。」旨主張しているが、請求者は、請求期間に係る国民年金保険料の納付に関与しておらず、関係者の証言について、「自宅に集金に来ていた隣組の二人は既に亡くなっており、一人は高齢で病気療養中のため、私の国民年金保険料納付に関する証言はできない。また、請求期間③の国民年金保険料を納付していた弟は病気療養中のため、聞き取りが困難である。」旨陳述していることから、請求期間③当時における具体的な状況を確認することができない。

また、請求者の父及び弟が、請求期間②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに当該期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500499号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500116号

第1 結論

請求者のA社における平成15年9月1日から平成19年9月1日までの期間及び同年12月1日から平成25年5月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成15年9月から平成17年8月までは13万4,000円を15万円、同年9月から平成19年8月までは13万4,000円を14万2,000円、同年12月から平成20年2月までは13万4,000円を15万円、同年3月から同年8月までは13万4,000円を62万円、同年9月から平成21年3月までは13万4,000円を59万円、同年4月から同年8月までは13万4,000円を62万円、同年9月から平成22年3月までは13万4,000円を59万円、同年4月から平成25年4月までは13万4,000円を62万円とする。

平成15年9月から平成19年8月までの期間及び同年12月から平成25年4月までの期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年9月から平成19年8月までの期間及び同年12月から平成25年4月までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和49年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年9月1日から平成25年5月1日まで

A社の厚生年金保険被保険者期間に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与よりも低く記録されている。年金額に反映する記録として、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間のうち、平成15年9月1日から平成19年9月1日までの期間及び同年12月1日から平成25年5月1日までの期間については、A社から提出された給与明細書により、請求者が、当該期間において、オンライン記録で確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払を同社から受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間のうち、平成15年9月から平成19年8月までの期間及び同年12月から平成25年4月までの期間に係る標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、A社から提出された給与明細書により認められる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、平成15年9月から平成17年8月までは15万円、同年9月から平成19年8月までは14万2,000円、同年12月か

ら平成 20 年 2 月までは 15 万円、同年 3 月から同年 8 月までは 62 万円、同年 9 月から平成 21 年 3 月までは 59 万円、同年 4 月から同年 8 月までは 62 万円、同年 9 月から平成 22 年 3 月までは 59 万円、同年 4 月から平成 25 年 4 月までは 62 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が、請求期間の報酬月額に係る届出を誤って提出し、オンライン記録に基づく厚生年金保険料を納付した旨回答していることから、事業主は、オンライン記録どおりの報酬月額を届け、その結果、社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は年金事務所）は、請求者に係る平成 15 年 9 月から平成 19 年 8 月までの期間及び同年 12 月から平成 25 年 4 月までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち、平成 19 年 9 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間については、A 社から提出された給与明細書により認められる厚生年金保険料控除額及び報酬月額のそれぞれに見合う当該期間の標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象とならないため、訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500500号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500117号

第1 結論

請求者のA社における平成16年2月1日から平成25年5月1日までの標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成16年2月から同年9月までは11万円を20万円、同年10月から平成17年3月までは11万円を19万円、同年4月から同年6月までは11万円を22万円、同年7月及び同年8月は13万4,000円を22万円、同年9月から平成19年12月までは13万4,000円を24万円、平成20年1月から同年8月までは13万4,000円を26万円、同年9月から平成21年3月までは13万4,000円を24万円、同年4月から同年8月までは13万4,000円を26万円、同年9月から平成22年3月までは13万4,000円を24万円、同年4月から平成24年3月までは13万4,000円を28万円、同年4月から平成25年4月までは13万4,000円を32万円とする。

平成16年2月から平成25年4月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成16年2月から平成25年4月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和44年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成16年2月1日から平成25年5月1日まで

A社の厚生年金保険被保険者期間に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与よりも低く記録されている。年金額に反映する記録として、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間については、A社から提出された給与明細書により、請求者が、当該期間において、オンライン記録で確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払を同社から受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、A社から提出された給与明細書により認められる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、平成16年2月から同年9月までは20万円、同年10月から平成17年3月までは19万円、同年4月から同年8月までは22万円、同年9月から平成19年12月までは24万円、平成20年1月から同年8月までは26万円、同年9月から平成21年3月までは24万円、同年4月から同年8月までは26万円、同年

9月から平成22年3月までは24万円、同年4月から平成24年3月までは28万円、同年4月から平成25年4月までは32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間の報酬月額に係る届出を誤って提出し、オンライン記録に基づく厚生年金保険料を納付した旨回答していることから、事業主は、オンライン記録どおりの報酬月額を届け、その結果、社会保険事務所（平成22年1月以降は年金事務所）は、請求者の請求期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500501号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500118号

第1 結論

請求者のA社における平成16年9月1日から平成25年5月1日までの標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成16年9月から平成17年6月までは11万円を18万円、同年7月から平成18年6月までは13万4,000円を19万円、同年7月から平成19年12月までは13万4,000円を20万円、平成20年1月から平成21年3月までは13万4,000円を22万円、同年4月から平成22年3月までは13万4,000円を24万円、同年4月から平成23年8月までは13万4,000円を26万円、同年9月から平成25年4月までは13万4,000円を28万円とする。

平成16年9月から平成25年4月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成16年9月から平成25年4月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和58年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成16年9月1日から平成25年5月1日まで

A社の厚生年金保険被保険者期間に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与よりも低く記録されている。年金額に反映する記録として、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間については、A社から提出された給与明細書により、請求者が、当該期間において、オンライン記録で確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払を同社から受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、A社から提出された給与明細書により認められる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、平成16年9月から平成17年6月までは18万円、同年7月から平成18年6月までは19万円、同年7月から平成19年12月までは20万円、平成20年1月から平成21年3月までは22万円、同年4月から平成22年3月までは24万円、同年4月から平成23年8月までは26万円、同年9月から平成25年4月までは28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、

事業主は、請求期間の報酬月額に係る届出を誤って提出し、オンライン記録に基づく厚生年金保険料を納付した旨回答していることから、事業主は、オンライン記録どおりの報酬月額を届け、その結果、社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は年金事務所）は、請求者の請求期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500502号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500119号

第1 結論

請求者のA社における平成18年1月21日から平成25年5月1日までの標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成18年1月から平成19年3月までは13万4,000円を18万円、同年4月から同年7月までは13万4,000円を20万円、同年8月から平成21年3月までは13万4,000円を24万円、同年4月から同年8月までは13万4,000円を26万円、同年9月から平成22年3月までは13万4,000円を24万円、同年4月から同年8月までは13万4,000円を26万円、同年9月から平成25年4月までは13万4,000円を28万円とする。

平成18年1月から平成25年4月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成18年1月から平成25年4月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和57年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年1月21日から平成25年5月1日まで

A社の厚生年金保険被保険者期間に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与よりも低く記録されている。年金額に反映する記録として、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間については、A社から提出された給与明細書により、請求者が、当該期間において、オンライン記録で確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払を同社から受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、A社から提出された給与明細書により認められる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、平成18年1月から平成19年3月までは18万円、同年4月から同年7月までは20万円、同年8月から平成21年3月までは24万円、同年4月から同年8月までは26万円、同年9月から平成22年3月までは24万円、同年4月から同年8月までは26万円、同年9月から平成25年4月までは28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間の報酬月額に係る届出を誤って提出し、オンライン記録に基づく厚生年金

保険料を納付した旨回答していることから、事業主は、オンライン記録どおりの報酬月額を届け、その結果、社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は年金事務所）は、請求者の請求期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500503号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500120号

第1 結論

請求者のA社における平成18年4月1日から平成25年5月1日までの標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成18年4月から平成19年5月までは11万8,000円を14万2,000円、同年6月から同年8月までは11万8,000円を17万円、同年9月から平成20年6月までは11万8,000円を20万円、同年7月及び同年8月は11万8,000円を26万円、同年9月から平成21年3月までは11万8,000円を24万円、同年4月から同年8月までは11万8,000円を26万円、同年9月から平成22年3月までは11万8,000円を24万円、同年4月から同年8月までは11万8,000円を26万円、同年9月から平成25年4月までは11万8,000円を28万円とする。

平成18年4月から平成25年4月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成18年4月から平成25年4月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和48年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年4月1日から平成25年5月1日まで

A社の厚生年金保険被保険者期間に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与よりも低く記録されている。年金額に反映する記録として、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間については、A社から提出された給与明細書により、請求者が、当該期間において、オンライン記録で確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払を同社から受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、A社から提出された給与明細書により認められる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、平成18年4月から平成19年5月までは14万2,000円、同年6月から同年8月までは17万円、同年9月から平成20年6月までは20万円、同年7月及び同年8月は26万円、同年9月から平成21年3月までは24万円、同年4月から同年8月までは26万円、同年9月から平成22年3月までは24万円、同年4月から同年8月までは26万円、同年9月から平成25年4月までは28万円とすることが妥当で

ある。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間の報酬月額に係る届出を誤って提出し、オンライン記録に基づく厚生年金保険料を納付した旨回答していることから、事業主は、オンライン記録どおりの報酬月額を届け、その結果、社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は年金事務所）は、請求者の請求期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500504号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500121号

第1 結論

請求者のA社における平成18年4月1日から平成25年5月1日までの標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成18年4月から平成19年8月までは15万円を34万円、同年9月から同年12月までは15万円を32万円、平成20年1月から同年8月までは15万円を34万円、同年9月から平成21年3月までは15万円を32万円、同年4月から同年8月までは15万円を34万円、同年9月から平成22年3月までは15万円を32万円、同年4月から平成24年8月までは15万円を36万円、同年9月から平成25年4月までは15万円を38万円とする。

平成18年4月から平成25年4月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成18年4月から平成25年4月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和56年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年4月1日から平成25年5月1日まで

A社の厚生年金保険被保険者期間に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与よりも低く記録されている。年金額に反映する記録として、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間については、A社から提出された給与明細書により、請求者が、当該期間において、オンライン記録で確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払を同社から受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、A社から提出された給与明細書により認められる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、平成18年4月から平成19年8月までは34万円、同年9月から同年12月までは32万円、平成20年1月から同年8月までは34万円、同年9月から平成21年3月までは32万円、同年4月から同年8月までは34万円、同年9月から平成22年3月までは32万円、同年4月から平成24年8月までは36万円、同年9月から平成25年4月までは38万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、

事業主は、請求期間の報酬月額に係る届出を誤って提出し、オンライン記録に基づく厚生年金保険料を納付した旨回答していることから、事業主は、オンライン記録どおりの報酬月額を届け、その結果、社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は年金事務所）は、請求者の請求期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500505号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500122号

第1 結論

請求者のA社における平成18年7月1日から平成25年5月1日までの標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成18年7月から平成19年8月までは11万円を19万円、同年9月から平成20年8月までは11万円を20万円、同年9月から平成21年2月までは11万円を19万円、同年3月から平成23年8月までは11万円を22万円、同年9月から平成25年4月までは11万円を24万円とする。

平成18年7月から平成25年4月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成18年7月から平成25年4月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和60年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年7月1日から平成25年5月1日まで

A社の厚生年金保険被保険者期間に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与よりも低く記録されている。年金額に反映する記録として、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間については、A社から提出された給与明細書により、請求者が、当該期間において、オンライン記録で確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払を同社から受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、A社から提出された給与明細書により認められる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、平成18年7月から平成19年8月までは19万円、同年9月から平成20年8月までは20万円、同年9月から平成21年2月までは19万円、同年3月から平成23年8月までは22万円、同年9月から平成25年4月までは24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間の報酬月額に係る届出を誤って提出し、オンライン記録に基づく厚生年金保険料を納付した旨回答していることから、事業主は、オンライン記録どおりの報酬月額を届け、その結果、社会保険事務所(平成22年1月以降は年金事務所)は、請求者の請求期間に

係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500506号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500123号

第1 結論

請求者のA社における平成18年7月1日から平成24年12月21日までの標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成18年7月は11万円を17万円、同年8月から平成19年3月までは11万円を20万円、同年4月から平成20年3月までは11万円を14万2,000円、同年4月から同年8月までは11万円を22万円、同年9月から平成21年3月までは11万円を20万円、同年4月から平成22年3月までは11万円を22万円、同年4月から平成24年11月までは11万円を24万円とする。

平成18年7月から平成24年11月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成18年7月から平成24年11月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和59年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年7月1日から平成24年12月21日まで

A社の厚生年金保険被保険者期間に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与よりも低く記録されている。年金額に反映する記録として、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間については、A社から提出された給与明細書により、請求者が、当該期間において、オンライン記録で確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払を同社から受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、A社から提出された給与明細書により認められる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、平成18年7月は17万円、同年8月から平成19年3月までは20万円、同年4月から平成20年3月までは14万2,000円、同年4月から同年8月までは22万円、同年9月から平成21年3月までは20万円、同年4月から平成22年3月までは22万円、同年4月から平成24年11月までは24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間の報酬月額に係る届出を誤って提出し、オンライン記録に基づく厚生年金

保険料を納付した旨回答していることから、事業主は、オンライン記録どおりの報酬月額を届け、その結果、社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は年金事務所）は、請求者の請求期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500507号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500124号

第1 結論

請求者のA社における平成18年10月21日から平成24年3月21日までの標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成18年10月から平成19年8月までは13万4,000円を20万円、同年9月から平成20年2月までは13万4,000円を19万円、同年3月から平成21年2月までは13万4,000円を20万円、同年3月から平成24年2月までは13万4,000円を22万円とする。

平成18年10月から平成24年2月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成18年10月から平成24年2月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和56年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年10月21日から平成24年3月21日まで

A社の厚生年金保険被保険者期間に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与よりも低く記録されている。年金額に反映する記録として、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間については、A社から提出された給与明細書により、請求者が、当該期間において、オンライン記録で確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払を同社から受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、A社から提出された給与明細書により認められる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、平成18年10月から平成19年8月までは20万円、同年9月から平成20年2月までは19万円、同年3月から平成21年2月までは20万円、同年3月から平成24年2月までは22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間の報酬月額に係る届出を誤って提出し、オンライン記録に基づく厚生年金保険料を納付した旨回答していることから、事業主は、オンライン記録どおりの報酬月額を届け、その結果、社会保険事務所(平成22年1月以降は年金事務所)は、請求者の請求期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業

主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500508号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500125号

第1 結論

請求者のA社における平成18年12月1日から平成25年5月1日までの標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成18年12月は15万円を18万円、平成19年1月から同年8月までは15万円を28万円、同年9月から平成21年3月までは15万円を30万円、同年4月から平成22年3月までは15万円を32万円、同年4月から平成23年8月までは15万円を34万円、同年9月から平成25年4月までは15万円を36万円とする。

平成18年12月から平成25年4月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成18年12月から平成25年4月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和49年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年12月1日から平成25年5月1日まで

A社の厚生年金保険被保険者期間に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与よりも低く記録されている。年金額に反映する記録として、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間については、A社から提出された給与明細書により、請求者が、当該期間において、オンライン記録で確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払を同社から受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、A社から提出された給与明細書により認められる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、平成18年12月は18万円、平成19年1月から同年8月までは28万円、同年9月から平成21年3月までは30万円、同年4月から平成22年3月までは32万円、同年4月から平成23年8月までは34万円、同年9月から平成25年4月までは36万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間の報酬月額に係る届出を誤って提出し、オンライン記録に基づく厚生年金保険料を納付した旨回答していることから、事業主は、オンライン記録どおりの報酬月額を届け、その結果、社会保険事務所(平成22年1月以降は年金事務所)は、請求者の請求期間に

係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500509号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500126号

第1 結論

請求者のA社における平成19年2月1日から平成25年5月1日までの標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成19年2月から同年8月までは13万4,000円を17万円、同年9月から同年12月までは13万4,000円を18万円、平成20年1月から同年6月までは13万4,000円を20万円、同年7月及び同年8月は13万4,000円を24万円、同年9月から平成21年3月までは13万4,000円を22万円、同年4月から同年8月までは13万4,000円を24万円、同年9月から平成22年3月までは13万4,000円を22万円、同年4月から平成23年8月までは13万4,000円を24万円、同年9月から平成25年4月までは13万4,000円を26万円とする。

平成19年2月から平成25年4月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年2月から平成25年4月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和51年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成19年2月1日から平成25年5月1日まで

A社の厚生年金保険被保険者期間に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与よりも低く記録されている。年金額に反映する記録として、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間については、A社から提出された給与明細書により、請求者が、当該期間において、オンライン記録で確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払を同社から受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、A社から提出された給与明細書により認められる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、平成19年2月から同年8月までは17万円、同年9月から同年12月までは18万円、平成20年1月から同年6月までは20万円、同年7月及び同年8月は24万円、同年9月から平成21年3月までは22万円、同年4月から同年8月までは24万円、同年9月から平成22年3月までは22万円、同年4月から平成23年8月までは24万円、同年9月から平成25年4月までは26万円とすることが妥当であ

る。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間の報酬月額に係る届出を誤って提出し、オンライン記録に基づく厚生年金保険料を納付した旨回答していることから、事業主は、オンライン記録どおりの報酬月額を届け、その結果、社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は年金事務所）は、請求者の請求期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500510号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500127号

第1 結論

請求者のA社における平成19年3月21日から平成25年5月1日までの標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成19年3月から平成20年2月までは20万円を32万円、同年3月から平成21年2月までは20万円を34万円、同年3月から同年8月までは20万円を36万円、同年9月から平成22年2月までは20万円を34万円、同年3月から平成23年2月までは20万円を36万円、同年3月から平成25年4月までは20万円を38万円とする。

平成19年3月から平成25年4月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年3月から平成25年4月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和53年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成19年3月21日から平成25年5月1日まで

A社の厚生年金保険被保険者期間に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与よりも低く記録されている。年金額に反映する記録として、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間については、A社から提出された給与明細書により、請求者が、当該期間において、オンライン記録で確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払を同社から受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、A社から提出された給与明細書により認められる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、平成19年3月から平成20年2月までは32万円、同年3月から平成21年2月までは34万円、同年3月から同年8月までは36万円、同年9月から平成22年2月までは34万円、同年3月から平成23年2月までは36万円、同年3月から平成25年4月までは38万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間の報酬月額に係る届出を誤って提出し、オンライン記録に基づく厚生年金保険料を納付した旨回答していることから、事業主は、オンライン記録どおりの報酬月額を届け、その結果、社会保険事務所(平成22年1月以降は年金事務所)は、請求者の請求期間に

係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500511号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500128号

第1 結論

請求者のA社における平成19年7月21日から平成25年5月1日までの標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成19年7月から平成20年12月までは15万円を20万円、平成21年1月から平成22年2月までは15万円を22万円、同年3月から平成23年8月までは15万円を24万円、同年9月から平成25年4月までは15万円を26万円とする。

平成19年7月から平成25年4月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年7月から平成25年4月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和57年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成19年7月21日から平成25年5月1日まで

A社の厚生年金保険被保険者期間に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与よりも低く記録されている。年金額に反映する記録として、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間については、A社から提出された給与明細書により、請求者が、当該期間において、オンライン記録で確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払を同社から受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、A社から提出された給与明細書により認められる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、平成19年7月から平成20年12月までは20万円、平成21年1月から平成22年2月までは22万円、同年3月から平成23年8月までは24万円、同年9月から平成25年4月までは26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間の報酬月額に係る届出を誤って提出し、オンライン記録に基づく厚生年金保険料を納付した旨回答していることから、事業主は、オンライン記録どおりの報酬月額を届け、その結果、社会保険事務所(平成22年1月以降は年金事務所)は、請求者の請求期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)

を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500512号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500129号

第1 結論

請求者のA社における平成19年7月21日から平成21年8月21日までの標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成19年7月から平成21年2月までは11万円を15万円、同年3月から同年7月までは11万円を16万円とする。

平成19年7月から平成21年7月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年7月から平成21年7月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和61年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成19年7月21日から平成21年8月21日まで

A社の厚生年金保険被保険者期間に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与よりも低く記録されている。年金額に反映する記録として、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間については、A社から提出された給与明細書により、請求者が、当該期間において、オンライン記録で確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払を同社から受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、A社から提出された給与明細書により認められる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、平成19年7月から平成21年2月までは15万円、同年3月から同年7月までは16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間の報酬月額に係る届出を誤って提出し、オンライン記録に基づく厚生年金保険料を納付した旨回答していることから、事業主は、オンライン記録どおりの報酬月額を届け、その結果、社会保険事務所(当時)は、請求者の請求期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500513号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500130号

第1 結論

請求者のA社における平成20年3月21日から平成25年5月1日までの標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成20年3月から同年8月までは11万円を18万円、同年9月から平成21年2月までは11万円を17万円、同年3月から平成22年2月までは11万円を18万円、同年3月から平成23年8月までは11万円を19万円、同年9月から平成25年4月までは11万円を20万円とする。

平成20年3月から平成25年4月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成20年3月から平成25年4月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和63年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成20年3月21日から平成25年5月1日まで

A社の厚生年金保険被保険者期間に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与よりも低く記録されている。年金額に反映する記録として、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間については、A社から提出された給与明細書により、請求者が、当該期間において、オンライン記録で確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払を同社から受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、A社から提出された給与明細書により認められる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、平成20年3月から同年8月までは18万円、同年9月から平成21年2月までは17万円、同年3月から平成22年2月までは18万円、同年3月から平成23年8月までは19万円、同年9月から平成25年4月までは20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間の報酬月額に係る届出を誤って提出し、オンライン記録に基づく厚生年金保険料を納付した旨回答していることから、事業主は、オンライン記録どおりの報酬月額を届け、その結果、社会保険事務所(平成22年1月以降は年金事務所)は、請求者の請求期間に

係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500514号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500131号

第1 結論

請求者のA社における平成20年7月21日から平成23年8月21日までの標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成20年7月から平成22年2月までは16万円を19万円、同年3月から平成23年7月までは16万円を20万円とする。

平成20年7月から平成23年7月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成20年7月から平成23年7月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和60年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成20年7月21日から平成23年8月21日まで

A社の厚生年金保険被保険者期間に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与よりも低く記録されている。年金額に反映する記録として、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間については、A社から提出された給与明細書により、請求者が、当該期間において、オンライン記録で確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払を同社から受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、A社から提出された給与明細書により認められる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、平成20年7月から平成22年2月までは19万円、同年3月から平成23年7月までは20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間の報酬月額に係る届出を誤って提出し、オンライン記録に基づく厚生年金保険料を納付した旨回答していることから、事業主は、オンライン記録どおりの報酬月額を届け、その結果、社会保険事務所(平成22年1月以降は年金事務所)は、請求者の請求期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500515号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500132号

第1 結論

訂正請求記録の対象者のA社における平成21年1月1日から平成25年5月1日までの標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成21年1月から平成22年8月までは16万円を22万円、同年9月から平成25年4月までは16万円を24万円とする。

平成21年1月から平成25年4月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、訂正請求記録の対象者に係る平成21年1月から平成25年4月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和57年生
住所 :

2 被保険者等の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和56年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 平成20年12月25日から平成25年5月1日まで

A社の厚生年金保険被保険者期間に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与よりも低く記録されている。年金額に反映する記録として、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間のうち、平成21年1月1日から平成25年5月1日までの期間については、A社から提出された給与明細書により、訂正請求記録の対象者が、当該期間において、オンライン記録で確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払を同社から受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間のうち、平成21年1月から平成25年4月までの期間に係る標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は訂正請求記録の対象者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、訂正請求記録の対象者の当該期間に係る標準報酬月額については、A社から提出された給与明細書により認められる報酬月額から、平成21年1月から平成22年8月までは22万円、同年9月から平成25年4月までは24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否

かについては、事業主が、請求期間の報酬月額に係る届出を誤って提出し、オンライン記録に基づく厚生年金保険料を納付した旨回答していることから、事業主は、オンライン記録どおりの報酬月額を届け、その結果、社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は年金事務所）は、訂正請求記録の対象者に係る平成 21 年 1 月から平成 25 年 4 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち、平成 20 年 12 月 25 日から平成 21 年 1 月 1 日までの期間については、A 社から提出された給与明細書において、当該期間に係る厚生年金保険料を控除されたことが確認できないことから、厚生年金特例法による保険給付の対象とならないため、訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500516号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500133号

第1 結論

請求者のA社における平成21年6月21日から平成25年5月1日までの標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成21年6月から同年8月までは15万円を18万円、同年9月から平成22年2月までは15万円を17万円、同年3月から同年6月までは15万円を18万円、同年7月から平成23年8月までは15万円を20万円、同年9月から平成25年4月までは15万円を22万円とする。

平成21年6月から平成25年4月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成21年6月から平成25年4月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和56年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成21年6月21日から平成25年5月1日まで

A社の厚生年金保険被保険者期間に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与よりも低く記録されている。年金額に反映する記録として、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間については、A社から提出された給与明細書により、請求者が、当該期間において、オンライン記録で確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払を同社から受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、A社から提出された給与明細書により認められる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、平成21年6月から同年8月までは18万円、同年9月から平成22年2月までは17万円、同年3月から同年6月までは18万円、同年7月から平成23年8月までは20万円、同年9月から平成25年4月までは22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間の報酬月額に係る届出を誤って提出し、オンライン記録に基づく厚生年金保険料を納付した旨回答していることから、事業主は、オンライン記録どおりの報酬月額を届け、その結果、社会保険事務所(平成22年1月以降は年金事務所)は、請求者の請求期間に

係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500517号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500134号

第1 結論

請求者のA社における平成21年6月21日から平成25年5月1日までの標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成21年6月から同年8月までは15万円を18万円、同年9月から平成22年2月までは15万円を17万円、同年3月から同年8月までは15万円を19万円、同年9月から平成23年8月までは15万円を20万円、同年9月から平成25年4月までは15万円を22万円とする。

平成21年6月から平成25年4月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成21年6月から平成25年4月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和61年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成21年6月21日から平成25年5月1日まで

A社の厚生年金保険被保険者期間に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与よりも低く記録されている。年金額に反映する記録として、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間については、A社から提出された給与明細書により、請求者が、当該期間において、オンライン記録で確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払を同社から受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、A社から提出された給与明細書により認められる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、平成21年6月から同年8月までは18万円、同年9月から平成22年2月までは17万円、同年3月から同年8月までは19万円、同年9月から平成23年8月までは20万円、同年9月から平成25年4月までは22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間の報酬月額に係る届出を誤って提出し、オンライン記録に基づく厚生年金保険料を納付した旨回答していることから、事業主は、オンライン記録どおりの報酬月額を届け、その結果、社会保険事務所(平成22年1月以降は年金事務所)は、請求者の請求期間に

係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500518号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500135号

第1 結論

請求者のA社における平成21年7月1日から同年9月1日までの期間及び平成22年4月1日から平成25年5月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成21年7月、同年8月及び平成22年4月から同年8月までの期間は11万円を11万8,000円、同年9月から平成23年8月までは11万円を12万6,000円、同年9月から平成25年4月までは11万円を13万4,000円とする。

平成21年7月、同年8月及び平成22年4月から平成25年4月までの期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成21年7月、同年8月及び平成22年4月から平成25年4月までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和63年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成21年7月1日から平成25年5月1日まで

A社の厚生年金保険被保険者期間に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与よりも低く記録されている。年金額に反映する記録として、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間のうち、平成21年7月1日から同年9月1日までの期間及び平成22年4月1日から平成25年5月1日までの期間については、A社から提出された給与明細書により、請求者が、当該期間において、オンライン記録で確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払を同社から受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間のうち、平成21年7月、同年8月及び平成22年4月から平成25年4月までの期間に係る標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、A社から提出された給与明細書により認められる報酬月額から、平成21年7月、同年8月及び平成22年4月から同年8月までの期間は11万8,000円、同年9月から平成23年8月までは12万6,000円、同年9月から平成25年4月までは13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が、請求期間の報酬月額に係る届出を誤って提出し、オンライン記録に基づく厚生年金

保険料を納付した旨回答していることから、事業主は、オンライン記録どおりの報酬月額を届け、その結果、社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は年金事務所）は、請求者に係る平成 21 年 7 月、同年 8 月及び平成 22 年 4 月から平成 25 年 4 月までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち、平成 21 年 9 月 1 日から平成 22 年 4 月 1 日までの期間については、A 社から提出された給与明細書により認められる厚生年金保険料控除額及び報酬月額のそれぞれに見合う当該期間の標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象とならないため、訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500519号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500136号

第1 結論

請求者のA社における平成22年5月14日から平成23年7月21日までの標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成22年5月から平成23年6月までは20万円を30万円とする。

平成22年5月から平成23年6月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成22年5月から平成23年6月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和47年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成22年5月14日から平成23年7月21日まで

A社の厚生年金保険被保険者期間に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与よりも低く記録されている。年金額に反映する記録として、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間については、A社から提出された給与明細書により、請求者が、当該期間において、オンライン記録で確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払を同社から受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、A社から提出された給与明細書により認められる報酬月額から、平成22年5月から平成23年6月までは30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間の報酬月額に係る届出を誤って提出し、オンライン記録に基づく厚生年金保険料を納付した旨回答していることから、事業主は、オンライン記録どおりの報酬月額を届け、その結果、年金事務所は、請求者の請求期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500520号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500137号

第1 結論

請求者のA社における平成23年2月1日から平成25年5月1日までの標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成23年2月は17万円を19万円、同年3月から平成24年3月までは17万円を28万円、同年4月から同年6月までは17万円を30万円、同年7月から平成25年4月までは17万円を34万円とする。

平成23年2月から平成25年4月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成23年2月から平成25年4月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和53年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成23年2月1日から平成25年5月1日まで

A社の厚生年金保険被保険者期間に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与よりも低く記録されている。年金額に反映する記録として、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間については、A社から提出された給与明細書により、請求者が、当該期間において、オンライン記録で確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払を同社から受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、A社から提出された給与明細書により認められる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、平成23年2月は19万円、同年3月から平成24年3月までは28万円、同年4月から同年6月までは30万円、同年7月から平成25年4月までは34万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間の報酬月額に係る届出を誤って提出し、オンライン記録に基づく厚生年金保険料を納付した旨回答していることから、事業主は、オンライン記録どおりの報酬月額を届け、その結果、年金事務所は、請求者の請求期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認

められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500521号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500138号

第1 結論

請求者のA社における平成23年7月1日から平成25年5月1日までの標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成23年7月から平成24年2月までは13万4,000円を18万円、同年3月から平成25年4月までは13万4,000円を19万円とする。

平成23年7月から平成25年4月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成23年7月から平成25年4月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 平成2年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成23年7月1日から平成25年5月1日まで

A社の厚生年金保険被保険者期間に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与よりも低く記録されている。年金額に反映する記録として、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間については、A社から提出された給与明細書により、請求者が、当該期間において、オンライン記録で確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払を同社から受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、A社から提出された給与明細書により認められる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、平成23年7月から平成24年2月までは18万円、同年3月から平成25年4月までは19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間の報酬月額に係る届出を誤って提出し、オンライン記録に基づく厚生年金保険料を納付した旨回答していることから、事業主は、オンライン記録どおりの報酬月額を届け、その結果、年金事務所は、請求者の請求期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500522号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500139号

第1 結論

請求者のA社における平成23年8月21日から平成25年5月1日までの標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成23年8月から平成24年8月までは13万4,000円を18万円、同年9月から平成25年3月までは13万4,000円を19万円、平成25年4月は13万4,000円を22万円とする。

平成23年8月から平成25年4月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成23年8月から平成25年4月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和59年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成23年8月21日から平成25年5月1日まで

A社の厚生年金保険被保険者期間に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与よりも低く記録されている。年金額に反映する記録として、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間については、A社から提出された給与明細書により、請求者が、当該期間において、オンライン記録で確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払を同社から受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、A社から提出された給与明細書により認められる報酬月額から、平成23年8月から平成24年8月までは18万円、同年9月から平成25年3月までは19万円、平成25年4月は22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間の報酬月額に係る届出を誤って提出し、オンライン記録に基づく厚生年金保険料を納付した旨回答していることから、事業主は、オンライン記録どおりの報酬月額を届け、その結果、年金事務所は、請求者の請求期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500523号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500140号

第1 結論

請求者のA社における平成24年7月1日から平成25年5月1日までの標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成24年7月から平成25年4月までは14万2,000円を15万円とする。

平成24年7月から平成25年4月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年7月から平成25年4月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 平成元年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成24年7月1日から平成25年5月1日まで

A社の厚生年金保険被保険者期間に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与よりも低く記録されている。年金額に反映する記録として、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間については、A社から提出された給与明細書により、請求者が、当該期間において、オンライン記録で確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払を同社から受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、A社から提出された給与明細書により認められる報酬月額から、平成24年7月から平成25年4月までは15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間の報酬月額に係る届出を誤って提出し、オンライン記録に基づく厚生年金保険料を納付した旨回答していることから、事業主は、オンライン記録どおりの報酬月額を届け、その結果、年金事務所は、請求者の請求期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500524号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500141号

第1 結論

請求者のA社における平成24年11月20日から平成25年5月1日までの標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成24年11月から平成25年4月までは14万2,000円を16万円とする。

平成24年11月から平成25年4月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年11月から平成25年4月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 平成3年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成24年11月20日から平成25年5月1日まで

A社の厚生年金保険被保険者期間に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与よりも低く記録されている。年金額に反映する記録として、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間については、A社から提出された給与明細書により、請求者が、当該期間において、オンライン記録で確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払を同社から受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、A社から提出された給与明細書により認められる報酬月額から、平成24年11月から平成25年4月までは16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間の報酬月額に係る届出を誤って提出し、オンライン記録に基づく厚生年金保険料を納付した旨回答していることから、事業主は、オンライン記録どおりの報酬月額を届け、その結果、年金事務所は、請求者の請求期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500525号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500142号

第1 結論

請求者のA社における平成23年12月1日から平成25年5月1日までの標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成23年12月から平成25年4月までは17万円を20万円とする。

平成23年12月から平成25年4月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成23年12月から平成25年4月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和60年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成23年12月1日から平成25年5月1日まで

A社の厚生年金保険被保険者期間に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与よりも低く記録されている。年金額に反映する記録として、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間については、A社から提出された給与明細書により、請求者が、当該期間において、オンライン記録で確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払を同社から受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、A社から提出された給与明細書により認められる報酬月額から、平成23年12月から平成25年4月までは20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間の報酬月額に係る届出を誤って提出し、オンライン記録に基づく厚生年金保険料を納付した旨回答していることから、事業主は、オンライン記録どおりの報酬月額を届け、その結果、年金事務所は、請求者の請求期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500410号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500143号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和39年3月16日から同年4月16日に訂正し、昭和39年3月の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

昭和39年3月16日から同年4月16日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和39年3月16日から同年4月16日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和39年3月16日から同年4月16日まで

年金記録を確認したところ、A社からB社に異動した際、継続して勤務していたにもかかわらず、請求期間の厚生年金保険被保険者記録が無いことが分かった。

A社とB社は、いずれもC社グループの関連会社で、請求期間は、A社に在籍していたと思うので、同社における厚生年金保険被保険者資格喪失年月日を昭和39年3月16日から同年4月16日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者に係る雇用保険記録及びA社の複数の元同僚の回答等から判断すると、請求者は請求期間において同社に継続して勤務し(A社からB社に異動)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、請求者及び複数の元同僚の雇用保険記録から昭和39年4月16日とすることが妥当である。

また、請求期間の標準報酬月額については、昭和39年2月の厚生年金保険の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、昭和39年3月16日から同年4月16日までの期間について、事業主から提出された請求者に係る厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失年月日が昭和39年3月16日となっていることから、事業主が同日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届を提出し、その結果、社会保険事務所(当時)は、請求者の昭和39年3月16日から同年4月16日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む)、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500339号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1500041号

第1 結論

昭和50年4月から昭和51年12月までの請求期間、昭和56年7月から同年12月までの請求期間、昭和57年4月から同年9月までの請求期間及び昭和61年4月から昭和62年8月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間又は免除された期間に訂正することを認めることはできない。

平成元年12月から平成13年9月までの請求期間については、国民年金保険料を免除された期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和50年4月から昭和51年12月まで
② 昭和56年7月から同年12月まで
③ 昭和57年4月から同年9月まで
④ 昭和61年4月から昭和62年8月まで
⑤ 平成元年12月から平成13年9月まで

私は、結婚して以来、家のことは全て妻に任せきりにしており、国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付又は免除申請についても妻に任せていた。

請求期間①から④までについては、妻が、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたか、免除申請をしていた。

請求期間⑤については、妻の申請免除が認められているのに、私の申請免除の記録が無いが、妻が私の免除申請をしていないはずがない。

年金記録に誤りがあると考えるので、調査の上、記録訂正を認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金保険料の納付を担っていたとする請求者の妻の国民年金手帳記号番号は、昭和43年3月19日に払い出されているものの、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和52年4月22日にA県B市C地区において払い出されていることから、請求者の妻が請求者の請求期間①の国民年金保険料と一緒に納付することはできない上、請求者の国民年金手帳記号番号が払い出された時点(昭和52年4月)において、請求期間①の国民年金保険料は、制度上、免除申請することはできず、このことは請求者の陳述とは符合しない。

また、請求期間①から④までについて、オンライン記録によると、請求者の国民年金保険料を納付又は免除申請したとする請求者の妻も、請求期間①のうち、昭和51年4月から同年12月までの期間、請求期間②、請求期間③及び請求期間④のうちの昭和61年4月から昭和62年3月までの期間は、国民年金保険料が未納であり、申請免除の記録も無い。

さらに、B市の収滞納リスト(昭和51年度から作成)を見ると、請求者について、請求期間①のうち、昭和51年4月から同年12月までの期間、請求期間②、請求期間③及び請求期間④のうちの昭和61年4月から同年6月までの期間は、国民年金保険料の未納を示す空欄であ

り、請求者に係る国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及びオンライン記録と一致する。

次に、請求期間⑤について、請求者に係る国民年金保険料の免除申請を行ったとする請求者の妻は、請求期間⑤のうち、当該妻自身が60歳に到達する平成13年3月までの期間は申請免除期間と記録されている。

しかしながら、オンライン記録によると、請求者は、厚生年金保険に加入のため、昭和62年9月16日に国民年金被保険者資格を喪失しているが、平成元年12月11日に、厚生年金保険被保険者資格を喪失したことに伴う国民年金被保険者資格を再取得しておらず、請求期間⑤は、国民年金の未加入期間であることから、国民年金保険料の免除申請を行うことができない。

また、戸籍の附票によると、請求者は、平成11年11月にA県D市から同県B市E地区に、同年12月に同市E地区からF県G市に住居を異動させていることから、制度上、同年11月以降は、D市に住居登録している請求者の妻が、同市において請求者の免除申請を行うことはできず、このことは請求者の陳述と符合しない。

このほか、請求者の妻は、請求者に係る国民年金保険料の納付又は免除申請の具体的な状況を覚えていないと陳述しているところ、請求期間は合計すると5回で192か月と多数かつ長期間にわたっており、国民年金保険料の納付又は免除の記録が全て欠落したとは考え難い上、請求者の妻が、請求期間①から④までについては国民年金保険料の納付又は免除申請、請求期間⑤については国民年金保険料の免除申請を行っていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、当該期間について、請求者の国民年金保険料が納付又は免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①から④までの国民年金保険料を納付又は免除されていた、また、請求期間⑤の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500571号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1500042号

第1 結論

昭和39年9月から昭和40年4月までの請求期間、昭和41年1月から昭和43年3月までの請求期間、同年10月から昭和46年3月までの請求期間、昭和48年10月から昭和49年3月までの請求期間、昭和51年4月から昭和52年3月までの請求期間、昭和56年7月から昭和57年9月までの請求期間、昭和61年4月から昭和62年3月までの請求期間、平成元年4月及び同年5月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間又は免除された期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和39年9月から昭和40年4月まで
② 昭和41年1月から昭和43年3月まで
③ 昭和43年10月から昭和46年3月まで
④ 昭和48年10月から昭和49年3月まで
⑤ 昭和51年4月から昭和52年3月まで
⑥ 昭和56年7月から昭和57年9月まで
⑦ 昭和61年4月から昭和62年3月まで
⑧ 平成元年4月及び同年5月

私は、勤めていた会社を退職後の昭和39年9月に、A県B市C区役所において国民年金の加入手続を行った。

請求期間①から⑧までの国民年金保険料については、私自身が納付していたが、納付できないときは必ず免除申請を行っていたので、年金記録が無いことに納得できない。

私の年金記録を調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和39年9月に国民年金の加入手続を行い、請求期間①から⑧までの国民年金保険料を納付又は免除申請を行ってきたと主張している。

しかしながら、請求期間①及び②について、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和43年3月19日にA県D町(現在は、E市)において払い出されていることから、当該払出時点において、請求期間①の国民年金保険料は、制度上、時効により納付することができない上、当該国民年金手帳記号番号が払い出されるまでは、請求者は、国民年金に未加入であることから、請求期間①及び②の大半の期間の免除申請を行うこともできない。

また、請求期間③のうち、昭和44年12月から昭和46年3月までの期間について、請求者の夫は、厚生年金保険に加入していることから、制度上、請求者は国民年金に任意加入の対象者となるところ、国民年金の任意加入被保険者は、国民年金保険料の免除申請を行うことができない。

さらに、請求期間⑥について、請求者に係る国民年金被保険者台帳（特殊台帳）によると、当該期間である昭和 56 年度及び昭和 57 年度の摘要欄には、過年度保険料の納付書が発行されたことを示す「納付書」の押印が確認できるが、請求期間⑥の国民年金保険料が納付された記録は見当たらない。

加えて、請求期間⑧について、請求者に係るオンライン記録によると、当該期間の前後は申請免除期間と記録されているが、当該期間直後の免除申請の申請日は、平成元年 7 月 31 日と記録されているところ、当該申請日の時点において承認される申請免除期間は、申請日の前月以降となることから、請求期間⑧は、当該申請をもって申請免除が承認されることはない。

また、請求期間①から⑧までの国民年金保険料について、請求者は、請求期間当時のことはほとんど覚えていないと陳述しており、具体的な納付又は免除申請の状況が不明である上、請求期間は合計すると 8 回で 112 か月と多数かつ長期間にわたっており、国民年金保険料の納付又は免除の記録が全て欠落したとは考え難い。

このほか、請求者が請求期間①から⑧までの国民年金保険料を納付又は免除申請を行っていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、当該期間について、請求者の国民年金保険料が納付又は免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付又は免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500326号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1500043号

第1 結論

平成3年4月から平成6年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和45年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成3年4月から平成6年3月まで

請求期間当時、私は、学生で収入が無く国民年金保険料を納付できなかったが、平成6年4月に就職し同年6月10日に賞与が支給されたので、同年7月にA県B市C区役所の窓口において請求期間の国民年金保険料を遡って一括して納付した。

国民年金保険料を納付した際、領収証書をもらったかどうかは覚えていないが、最初に支給された賞与で請求期間の国民年金保険料を納付したことは間違いないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、平成6年6月10日に支給された賞与を原資に、同年7月に請求期間に係る国民年金保険料の全額を一括して納付したと陳述しているところ、請求者から提出されたD金融機関E支店の請求者名義の取引異動明細を見ると、同年6月10日に賞与として32万8,610円が振り込まれていることが確認できる。

しかしながら、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付したと陳述する平成6年7月時点において、請求期間のうち、平成3年4月から平成4年5月までの国民年金保険料は、制度上、時効により納付することができない。

また、請求者は、請求期間の国民年金保険料をB市C区役所において納付したと陳述しているが、当該納付を行ったとする時点(平成6年7月)において、請求期間の国民年金保険料は過年度保険料(国庫金)となるところ、同市は、請求期間当時、区役所の窓口では過年度保険料を収納していなかった旨回答しており、このことは請求者の陳述と符合しない。

さらに、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500427号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1500044号

第1 結論

平成5年10月及び同年11月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成5年10月及び同年11月

私は、平成5年10月にA社(当時)を退職し、同年10月にB県C市に転居したので、同市役所D支所において、転入届と同時に、国民年金の加入手続を行った。

請求期間の国民年金保険料については、転入届を行った際に、C市役所D支所の職員に納付するよう強く勧められたので、その場で2万1,000円を納付し、領収証書として1枚の紙を受け取った。

今般、請求期間の年金記録が未納とされていることを知り、当時、領収証書として受け取った紙を見ると、領収日付印が押されていないことに気付いたが、私は確かに請求期間の国民年金保険料を納付したので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、平成5年10月に、C市役所D支所において国民年金の加入手続を行った際、請求期間の国民年金保険料を納付したと陳述しているが、その納付した際に交付されたとして請求者から提出された資料を見ると、交付日が平成6年1月13日と記載されており、請求者の陳述とは符合しない。

また、前述の請求者から提出された資料を見ると、請求者の氏名、生年月日及び国民年金手帳記号番号が記載されているが、「領収済通知書」及び「市保管用」と記載されていることから、当該資料は、領収証書ではなく、本来、C市が保管する領収済通知書であり、当該領収済通知書の領収日付印欄には領収印が押されていないことから、当該領収済通知書をもって、請求期間の国民年金保険料の納付を示す資料と認めることは困難である。

さらに、請求者に係るC市の国民年金被保険者カード及び請求者が請求期間後の平成6年3月に転居したB県E市の国民年金被保険者名簿を見ると、請求期間の国民年金保険料が納付されたことを示す記載は見当たらず、これらの記録はオンライン記録と一致している上、E市の国民年金被保険者名簿の備考欄には請求期間に係る過年度保険料の納付書を郵送したことが記載されているところ、請求者から請求期間の国民年金保険料を遡って納付したとする陳述は無い。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500426号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500113号

第1 結論

請求期間について、訂正請求記録の対象者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正11年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正7年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和24年2月1日から昭和27年6月1日まで

夫(訂正請求記録の対象者)の厚生年金保険の記録を年金事務所に照会したところ、請求期間の被保険者記録が無いとの回答を受けた。

しかし、夫は、昭和10年春にB学校を卒業後、A社に入社し、同社の子会社であるC社に勤務した後、昭和21年1月から昭和27年6月まで、再び、A社に勤務していた。

請求期間について、直前に被保険者記録の有るC社と同様に、A社においても、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者は、訂正請求記録の対象者が、請求期間において、A社に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたと主張している。

しかし、A社から提出された昭和24年7月現在の従業員名簿において、訂正請求記録の対象者の氏名は見当たらない上、オンライン記録において、請求期間当時に同社における厚生年金保険の被保険者記録の有る元従業員に照会したが、訂正請求記録の対象者を知っていると回答した者はいない。

また、請求者及び請求者の子は、「請求期間当時の給与明細書等は保管しておらず、給与支給額及び厚生年金保険料控除額については分からない。」旨陳述している上、A社は、「提出した昭和24年の従業員名簿は当社の現会長が保管していたものであり、当該従業員名簿以外に請求期間当時の資料は現存しないので、訂正請求記録の対象者に係る勤務実態等については確認することができない。」旨回答している。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500539号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500114号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和47年7月頃から昭和49年10月頃まで

厚生年金保険の記録を年金事務所に照会したところ、請求期間に勤務したA事業所における被保険者記録が無いことが分かった。

当該事業所には、正社員としてフルタイムで勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

C業務団体の回答及び請求期間当時の住宅地図等から、請求者が勤務したとする場所に「A事業所」が所在していたことが確認できる。

しかし、当該事業所の事業主は既に死亡しており、当該事業主の家族に照会したが、請求期間当時の資料は保管していない旨回答している上、請求者が名前を挙げた同僚については個人を特定することができず、これらの者から、請求期間当時における請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、雇用保険の記録において、請求者に係る請求期間当時の加入記録は見当たらない上、オンライン記録において、請求期間同時に、「A事業所」が厚生年金保険の適用事業所となった記録も見当たらない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500338号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500115号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における船員保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和31年7月19日から昭和36年12月21日まで

船員保険の記録を年金事務所に照会したところ、A社に勤務していた請求期間における船員保険の標準報酬月額が著しく低く、納得できない。

自身で調べたところ、請求期間当時のA社における船員に係る給与体系は、本給、乗船本給のほか乗船手当等の各種手当からなっており、入社直後の昭和31年7月から32年12月までの期間については、所持している船員手帳に記載されている本給のほか乗船手当等の額を基に、給与支給額を試算すると、その額は、年金事務所の当該期間に係る標準報酬月額1万2,000円を上回る2万2,540円となる。

また、前述の船員手帳には、請求期間に係る失業保険金の記録が記載されているので、当該失業保険金の額から、請求期間当時の給与支給額が分かるはずである。

調査の上、請求期間の標準報酬月額の記録を見直ししてほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者は、自ら試算した給与額よりも標準報酬月額が著しく低額であるとして、標準報酬月額に係る記録の見直しを求めているが、A社は、「請求期間当時の関係書類は保管しておらず、請求者が主張する報酬額の支払及びその届出を行ったか否か、また、当該報酬額に見合う標準報酬月額に基づく船員保険料を控除したか否かは不明である。」旨回答している。

また、請求者は、前述の試算した給与額について、本給、乗船本給、乗船手当等の各種手当を合計した額であると主張しているが、請求期間当時の船員保険法及び厚生省(当時)の告示において、汽船員の報酬月額は、基本となる固定給、家族手当その他これに準ずる報酬の額、船員保険係数を各人の基本となる固定給に乗じて得られる額等を合計した額とする旨が規定されているところ、請求者が主張する報酬額の計算方法は、当時の法令等に基づく報酬額の計算方法と異なっており、請求者の主張する支給額から、請求期間における標準報酬月額を推認することはできない。

さらに、請求者から提出された船員手帳を見ると、請求者のA社における船員保険被保険者資格喪失後の期間に係る失業保険金の支給記録として、支給日額等が記載されており、その支給日額は、報酬月額を1万8,000円とした場合の額と同額であるところ、当該標準報酬月額は、請求者の船員保険被保険者資格喪失時における標準報酬月額(1万8,000円)と一致している。

加えて、請求期間にA社において船員保険の被保険者記録が有り、船員保険被保険者台帳において機関員である旨が記載されている39人(請求者を含む。)について、被保険者台帳における報酬月額及び標準報酬月額の記録を見ると、請求者の報酬月額及び標準報酬月額は、他の者

よりも著しく低額ではない上、当該被保険者台帳について、遡及訂正の事跡は無く、不自然な点は見当たらない。

また、前述のA社において被保険者記録が有る元従業員から提出された請求期間に係る複数の給与支給明細書を見ると、請求期間に控除されている船員保険料額は、同人に係る標準報酬月額に基づく船員保険料額とほぼ同額である。

このほか、請求期間において、請求者が主張する標準報酬月額に基づく船員保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、その主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500494号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500144号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和27年1月1日から同年8月1日まで

A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和27年1月1日と記録されているが、同社には同年7月31日まで勤務していた。

請求期間について、厚生年金保険被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、同社は、昭和27年1月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、請求期間当時の事業主も既に亡くなっているため、陳述を得ることができず、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認することができない。

また、A社において厚生年金保険被保険者記録を有する者のうち、連絡先が判明した二人に照会し、回答を得たが、いずれも請求者を覚えていない旨陳述している。

さらに、請求者は、A社の退職状況について、「A社の上司から、突然就職先としてB社を紹介され、すぐに同社に就職した。」旨陳述しているところ、B社において請求期間に厚生年金保険被保険者記録を有する者のうち、連絡先が判明した15人に照会し、11人から回答を得たが、請求者を覚えているとした者は1人だけであり、同人は、「請求者がB社に入社した時期は分からない。また、請求者が従前に勤務していた事業所は知らない。」旨陳述しており、請求者のA社における退職日がうかがえる陳述を得ることはできなかった。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500007号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500145号

第1 結論

- 1 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。
- 2 請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。
- 3 請求者のC社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和44年8月26日から昭和45年8月26日まで
② 昭和50年5月から昭和52年11月まで
③ 昭和62年10月から昭和63年2月15日まで
④ 昭和63年9月21日から同年11月まで

請求期間①について、私は、昭和44年3月1日から昭和45年8月25日までの期間、A社において、販売員として勤務したが、厚生年金保険の記録では、被保険者資格を昭和44年8月26日に喪失した記録となっている。資格喪失日を昭和45年8月26日に訂正してほしい。

請求期間②について、私は、昭和50年5月から昭和52年11月までの期間、D市にあったB社において、営業職として勤務したが、厚生年金保険の記録では、勤務期間について被保険者記録が無いので、当該勤務期間を被保険者期間として認めてほしい。なお、同社には関連会社があったことを記憶している。

請求期間③及び④について、私は、昭和62年10月から昭和63年11月までの期間、C社において、営業職として勤務したが、厚生年金保険の記録では、被保険者資格を同年2月16日に取得し、当該資格を同年9月21日に喪失したことになっているので、当該資格取得日及び資格喪失日をそれぞれ訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、A社は、厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、平成27年1月20日に解散しており、当該期間当時の事業主も既に死亡していることから、請求者の当該期間における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求者と同期入社とする元従業員は、「請求者は、早くに退職したように思う。昭和44年秋に社員旅行があったが、請求者は集合写真に写っていない。」旨回答している上、別の元従業員も、「昭和44年3月に6人から8人くらいが同時に入社したが、すぐに半数くらいに減ったと思う。」旨回答している。

さらに、雇用保険の記録によると、請求者はA社に係る被保険者資格を昭和44年3月1日に取得し、同年8月25日に離職していることから厚生年金保険の記録と符合している上、請求者が厚生年金保険の被保険者資格を取得した日と同日に、同社において厚生年金保険の

被保険者資格を取得している8人のうち、雇用保険の記録が確認できた6人の厚生年金保険の加入期間と雇用保険の加入期間に相違がない。

加えて、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、昭和44年9月12日に健康保険被保険者証が返納されていることが確認できる。

- 2 請求期間②について、雇用保険の記録により、請求者がB社の関連会社であるE社において、被保険者資格を昭和52年3月1日に取得し、同年8月20日に離職していることが確認できることから、請求者は、請求期間②のうち、一部の期間について同社に勤務していたと推認される。

しかしながら、B社は、厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、請求期間②当時の事業主の連絡先も不明であること、及びE社の当該期間当時の事業主は、「請求者の請求期間②に係る勤務状況及び厚生年金保険料を控除したか否かについては、不明である。」旨回答していることから、請求者の当該期間に係る勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求期間②当時のE社の取締役であり、かつ、D支店の責任者であったとする者、同じく同支店に営業職として勤務していたとする者及び同じく同支店に営業事務職として勤務していたとする者は、「請求者は、D支店に勤務していたが、具体的な勤務期間については分からない。」旨陳述及び回答している上、当該期間において、同社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる元従業員602人のうち、請求者の同社における雇用保険の記録が確認できる期間において、厚生年金保険の被保険者記録が有り、かつ、連絡先が判明した元従業員57人及び請求者が同僚として名前を挙げた者2人に対して照会を行ったところ、36人から回答があったが、請求者のことを記憶していると回答した者は上述の者以外にいないため、請求者の同社における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、請求期間②について、B社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している元従業員143人のうち、当該期間の終期まで被保険者となっており、かつ、連絡先が判明した11人に照会を行ったところ、9人から回答があったが、請求者のことを記憶している元従業員はいないことから、請求者の当該事業所における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

- 3 請求期間③及び④について、C社から提出された社員名簿（労働者名簿）には、請求者の雇入年月日は昭和63年2月16日、退職年月日は同年9月20日と記されており、同社は、「請求者は、請求期間③及び④において勤務していない。また、請求者の請求どおりの資格の取得及び喪失に関する届出を社会保険事務所（当時）に対し行っておらず、厚生年金保険料についても控除及び納付をしていない。」旨回答している。

また、雇用保険の記録によると、請求者は、C社に係る被保険者資格を昭和63年2月16日に取得し、同年9月20日に離職している上、同社に勤務する直前に勤務していたF社の離職に伴う雇用保険の給付に係る受給資格の決定を昭和62年9月4日付けで受け、請求期間③と一部重複する、待機期間及び給付制限期間満了後の同年12月11日から昭和63年2月15日までの期間について、基本手当を受給している。

- 4 このほか、請求者の請求期間①から④までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500485号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500146号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和30年10月1日から昭和32年8月1日まで

日本年金機構から送付された「厚生年金加入記録のお知らせ」を確認したところ、A社における被保険者期間のうち、昭和30年10月1日から昭和32年8月1日までの期間の標準報酬月額が、その前後の標準報酬月額に比べて低くなっている。しかし、この期間の給与額は下がっておらず、長期欠勤もしていないので、請求期間について、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間の給与額が下がることは無かった旨主張しているところ、B社から提出された請求者に係る人事記録によると、A社における請求者の請求期間における本給額は、毎年、昇給していることが確認できる。

しかしながら、標準報酬月額は、本給額のほかに各種手当額を加えた報酬月額を算定の基礎としているところ、B社は、「当時の給与関係資料は保管年限が経過しているため確認できない。」旨回答しているため、請求者の請求期間における給与総支給額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、前述の人事記録の請求者の請求期間における本給額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも相当低い額であるところ、請求期間当時のA社の従業員から提出された給与明細書及び別の従業員から提出された給与関係資料(給与総支給額及びその支給内訳の一部を自筆した資料)を見ると、いずれも、時間外手当などの各種手当支給額が給与総支給額の半額程度を占めている上、報酬月額は毎月変動していることを踏まえると、請求者に係る人事記録の本給額から、請求者の請求期間における給与総支給額を推認することはできない。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、請求期間前の請求者に係る昭和29年10月定時決定の標準報酬月額が当初の1万2,000円から1万6,000円に訂正されていることから、請求者が厚生年金保険の被保険者資格を取得した昭和27年中にA社において同資格を取得し、かつ、請求期間の終期である昭和32年8月1日時点において同社における被保険者であった68人についてその標準報酬月額を確認すると、請求者と同様、昭和29年10月定時決定の標準報酬月額が高く訂正されている者が60人、うち47人は、次の昭和30年10月定時決定の標準報酬月額が昭和29年の定時決定の標準報酬月額よりも下がっているところ、請求期間当時のA社の社会保険事務担当者は、「昭和31年8月頃、C組織の検査において、報酬月額の届出額に誤りがあるとの指摘を受け、昭和29年、昭和30年及び昭和31年の社員の報酬月額について再確認を行った。」旨回答しており、この回答内容を踏まえると、昭和29年及び昭和30年の定時決定の標準報酬月額に係る記録訂正は、事業主が請求期間当時の従業員の

報酬月額について再確認を行い、その結果に基づき事業主から提出された訂正届により処理されたものと考えられる。

このほか、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。